

岡山県の森林資源

(平成25年3月31日現在)

平成26年3月

岡山県農林水産部林政課

目 次

利用上の注意	1
岡山県の森林資源の概要	2
・ 森林の現況	2
・ 民有林の推移	4
・ 民有林の齢級別人工林森林資源構成表	5
・ 森林計画区別齢級別人工林森林資源構成表	5
・ 市町村別林野率	6
・ 市町村別人工林率	7
表－1 岡山県の森林面積表	8
表－2 市町村別森林面積表	9
表－3 市町村別人工林・天然林面積表	11
表－4 所有形態別森林資源表	13
表－5 地域森林計画対象民有林齢級別森林資源構成表	14
表－6 市町村別地域森林計画対象民有林森林資源構成表	20

1 目 的

森林行政の推進に資するため、岡山県の森林資源の現況（平成25年3月31日現在）を地域森林計画樹立資料等により取りまとめた。

2 調査資料

- ・ 民有林については、平成25年における旭川地域森林計画の樹立に伴い得られた基礎資料を使用した。
- ・ 国有林のうち林野庁所管に係る国有林については、国有林の地域別の森林計画書による。
- ・ その他省庁所管に係る国有林については、2010年農林業センサスを参考とした。
- ・ 市町村別の総面積については、平成24年全国都道府県市区町村別面積調による。
- ・ 民有林の天然マツ林については、平成20年度から空中写真判読を主体にした「マツ林資源量調査（単県事業）」を実施し、樹種、林齢等を修正した内容を反映している。

調査年度	調査済み市町村	反映時点
H20	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町	「岡山県の森林資源」H22年3月
H21	岡山市（旧岡山市）、玉野市、吉備中央町	「岡山県の森林資源」H23年3月
H22	岡山市（旧岡山市以外）、倉敷市、早島町	「岡山県の森林資源」H24年3月
H23	総社市、浅口市	「岡山県の森林資源」H25年3月

3 主な用語の定義

- (1) 森 林 森林法第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 立 木 地 無立木地、竹林以外の森林をいう。
- (3) 無立木地 一時的に林木の生立していない林分及び樹冠疎密度が3/10未満の林分をいう。
- (4) 竹 林 森林簿上の区分における竹林をいう。

- (5) クヌギ アベマキを含む。
- (6) 人工林 植栽または人工播種により成立した林分で目的樹種歩合が50%以上占めるものをいう。ただし次のものは天然林として取り扱う。
 - ア 人工植栽されたクヌギ林等で伐採後萌芽更新された二次林
 - イ アカマツ林等で伐採後、地かき、一部植栽を行った人工補正林
 - ウ 人工造林後、気象条件、自然立地要因等の理由により目的とする樹種の生育状態が悪く、人工林として取り扱うことが不適当な林分
- (7) 天然林 人工林以外の立木地をいう。
- (8) 更新困難地 湿地、風衝地等で林木の更新が著しく困難な森林をいう。
- (9) 林野庁所管 国有林野法第2条第1項及び第2項に規定する国有林野及び（旧）公有林野等官行造林法第1条の規定に基づく造林地をいう。
- (10) その他省庁所管国有林 国家行政組織法第3条に定める行政機関（林野庁を除く）の所管する国有林野をいう。
- (11) 民有林 国有林以外の森林をいう。
- (12) 公有林 県、市町村及び財産区が保有する森林をいう。
- (13) 地域森林計画対象森林 森林法第5条に基づく地域森林計画の対象とする民有林をいう。
- (14) 地域森林計画対象外森林 地域森林計画対象森林以外の森林をいう。
- (15) 齢 級 1年生から5年生までを1齢級、6年生から10年生までを2齢級、以下順次5年ごとに括約区分する。101年生以上については一括21齢級で上した。（ただしマツ林資源量調査を実施した箇所は表-5の下注に留意すること。）